

第 3 9 号議案

ふじみ野市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

ふじみ野市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成 2 2 年ふじみ野市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項中「第 7 条」を「前条」に改める。

第 1 2 条第 3 項中「同項」を「第 1 項」に改める。

附則第 3 項中「（平成 1 7 年ふじみ野市条例第 1 4 1 号）」、「（平成 1 7 年ふじみ野市条例第 1 4 2 号）」、「（平成 1 7 年ふじみ野市条例第 1 4 3 号）」及び「（平成 2 1 年ふじみ野市条例第 2 5 号）」を削る。

別表第 1 に次のように加える。

国道 2 5 4 号バイパスふじみ野地区 地区整備計画区域	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された国道 2 5 4 号バイパスふじみ野地区地区計画区域のうち地区整備計画が定められた区域
----------------------------------	---

別表第 2 に次のように加える。

国道 2 5 4 号バイパスふじみ野地区地区整備計画区域	A 地区	(1) 事務所（附帯施設として設置されるものを除く。） (2) 店舗（床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートル以下の物品販売業を営む店舗を除く。） (3) 床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートル以下の展示場及び遊技場 (4) 床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートル以下のカラオケボックスその他これに類するもの (5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (6) 公衆浴場 (7) 診療所	5 0, 0 0 0 平方メートル	(1) 区画道路 1 0－4 号においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から地区整備計画に定める地区施設道路の境界線までの距離は、1 5 メートル以上 (2) 緑道においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から地区整備計画に定める地区施設緑道の境界線までの距離は、1 1 メートル以上 (3) その他の道路及び水路においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から地区整備計画に定める地区施設道路及び水路の境界線までの	3 1 メートル（区画道路 1 0－4 号及び区画道路 1 0－3 号の道路境界からの壁面後退距離が 3 0 メートル以上の場合は、3 5 メートル）
------------------------------	------	--	-------------------	---	---

	(8) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (9) 自動車教習所 (10) 自動車車庫（附属車庫として設置されるものを除く。） (11) 畜舎 (12) 法別表第 2（と）項第 4 号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの（敷地内建築物の供給処理に伴うガス及び石油類の貯蔵施設を除く。） (13) 法別表第 2（る）項第 1 号(1)から(12)まで、(16)から(22)まで、(24)及び(30)に掲げる事業を営む工場		距離は、5メートル以上	
B 地区	(1) 住宅 (2) 長屋 (3) 共同住宅、寄宿舍、下宿その他居住用に供するもの (4) 床面積の合計が 10,000 平方メートル以下の店舗、飲食店（店舗に供する部分の床面積の合計が 150 平方メートル以下で、かつ、当該地区内の工場で製造又は加工された製品を主に販売又は提	20,000 平方メートル	(1) 区画道路 10-1 号においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から地区整備計画に定める地区施設道路の境界線までの距離は、15メートル以上 (2) 緑道においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から地区整備計画に定める地区施設緑道の境界線までの距離は、11メートル以上	31メートル

		供することを目的とする店舗を除く。) (5) 事務所（附帯施設として設置されるものを除く。) (6) 床面積の合計が10,000平方メートル以下の展示場、遊技場、マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (7) ボーリング場、スケート場その他これらに類するもの (8) 床面積の合計が10,000平方メートル以下のカラオケボックスその他これに類するもの (9) 図書館、博物館その他これらに類するもの (10) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (11) 公衆浴場 (12) 診療所 (13) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (14) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (15) 自動車教習所	(3) その他の道路及び水路においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から地区整備計画に定める地区施設道路及び水路の境界線までの距離は、5メートル以上	
--	--	---	--	--

		(16) 自動車車庫（附属車庫として設置されるものを除く。） (17) 畜舎 (18) 法別表第 2（と）項第 4 号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの（敷地内建築物の供給処理に伴うガス及び石油類の貯蔵施設を除く。） (19) 法別表第 2（る）項第 1 号(1)から(12)まで、(16)から(22)まで、(24)及び(30)に掲げる事業を営む工場			
	C 地区	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 長屋（3 戸以上のものを除く。） (3) 日用品の販売を主たる目的とする店舗（床面積の合計が 150 平方メートルを超えるものを除く。）	200 平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から地区整備計画に定める地区施設道路の境界線までの距離は、1 メートル以上	12 メートル

附 則

この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

令和 3 年 6 月 1 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

国道 254 号バイパスふじみ野地区地区整備計画区域内における建築物の制限を定めるため、ふじみ野市地区計画区域内における建築物の制限に関する条

例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条
第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。